

木津川市障害福祉サービス事業者等支援給付金の支給に関する手引き

木津川市社会福祉課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格及び物価の高騰に直面している市内の障害福祉サービス、障害児通所支援を提供する事業者の負担を軽減し、市民への安定したサービス提供体制を維持することを目的として、臨時的に給付金を支給します。

2 給付対象者・給付金額

基準日（令和4年9月1日）現在、国、府、市等の許認可（指定）を受けて、木津川市内に事業所を有する法人又は個人事業者で、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの間、以下の表に定める障害福祉サービス等を提供した実績を有する事業者を対象とし、1サービス種類ごとに30万円を支給します。

※上記期間中に1ヶ月分でも実績があれば申請可能です。

※許認可を受けているが、サービスの提供実績がないものについては支給対象外です。

<対象となる障害福祉サービス等>

居宅介護	重度訪問介護	同行援護
行動援護	療養介護	生活介護
短期入所	重度障害者等包括支援	施設入所支援
自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練
就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助
計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援

【注意事項】

※市町村が設置している団体（一部事務組合等）が実施するサービスは対象外です。

3 支給申請の流れ

(1) 申請書の受付期間

令和4年9月1日（木）～令和4年10月31日（月）午後5時15分

※郵送の場合は令和4年10月31日必着とします。

※上記期間後の申請は受付できません。

(2) 申請方法

郵送もしくは窓口持参にて申請書と添付書類を提出してください。郵送で提出する際は、簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお勧めします。

【郵送提出先】 〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市役所 社会福祉課 給付金担当 宛て

【窓口持参先】 木津川市役所本庁舎1階 4番窓口（社会福祉課）

受付時間 平日午前8:30～午後5:15

※加茂支所、山城支所、西部出張所、その他の窓口では受付できません。

(3) 申請に必要な書類様式の入手方法

要綱の様式をコピーしてお使いください。パソコン等で入力される場合は、市ホームページからダウンロードできます。

木津川市障害福祉サービス事業者等支援給付金

検索 

(4) 申請書類と添付書類

①障害福祉サービス事業者等支援給付金申請書兼請求書（別記様式第1号）

- ・事業所毎に申請書兼請求書を作成してください。
- ・事業所代表者と法人代表者が異なる場合は両方とも記入押印願います。
- ・2欄にて申請する障害福祉サービス等の種類にチェック（）してください。
※令和4年9月1日現在、国、府、市から許認可（指定）を受けており、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの期間において、実際に提供実績のあるサービスが申請対象となります。事業所ごとに複数のサービスを提供している場合は、該当するサービスにそれぞれチェックしてください。
- ・3欄の振込先については、間違いのないよう記入願います。
- ・5欄の担当者連絡先は、不明な点等があった際に市から連絡します。

②添付書類

- 1 申請書兼請求書の2欄で申請する障害福祉サービス等に係る国、府、市等の許認可を証する書類の写し
 - ・事業所の指定（更新）決定通知書等の写し等
- 2 障害福祉サービス事業者等支援給付金申請書兼請求書に係る誓約・同意書（別記様式第2号）
- 3 申請書兼請求書の2欄で申請する障害福祉サービス等の提供実績を証する書類の写し
 - （例）国保連合会請求用「サービス提供実績記録表の写し（8月提供9月請求分）」など

※個人情報保護の観点から氏名部分については黒塗り等で削除してください。
原則、木津川市が支給決定している利用者に関する提供実績の提出をお願いします。
- 4 振込先金融機関口座の通帳等の写し
 - ・申請書兼請求書の3欄で記入された振込先口座情報がわかる預貯金通帳等の写し

（5）申請書の審査

申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。審査の結果、支給（不支給）が決定した場合は、決定通知書を事業所宛に発送します。

（6）支援金の支払時期

申請を受け付けてから支給までは約2カ月を予定しています。

（7）給付金の返還

給付金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正な手段により支援金を受領した場合は、返還していただきます。なお国、府、市等の許認可については当該管轄の機関へ照会等を実施するとともに、サービスの提供実績については国保連合会への請求実績をもとに精査いたします。

（8）その他

- ①この給付金は課税所得となりますので、申告が必要となる場合がございます。詳しくは税務署にご確認ください。

②この交付金を受けた場合は、給付金を活用することで賄える限り、燃料費、光熱費、食材費等の高騰を理由とした値上げ等はされないようご配慮をお願いいたします。給付金を活用しても値上げをしなければ事業継続に支障がある場合の値上げ等を禁止するものではありません。

4 Q & A

Q 1 : 同じ法人で複数の施設を運営している場合はそのサービス種類ごとに対象となるか。

A 1 : 対象となりますが、申請書は事業所ごとに作成し提出してください。ただし、振込先が同一口座の場合はまとめて振り込む場合があります。

Q 2 : 令和4年4月1日以降に事業を開始した場合は対象となるか。

A 2 : 基準日（令和4年9月1日）現在で許認可を受けており、令和4年4月1日から令和4年10月31日までに障害サービスを提供した実績を有する場合は対象となります。上記の許認可を受けていても、サービス提供実績がない場合は対象外となります。

Q 3 : 令和4年9月2日以降に許認可を受けて事業を開始した場合は対象となるか。

A 3 : 基準日（令和4年9月1日）現在で許認可がないと判断できますので、対象外となります。

Q 4 : 同じ事業所で就労継続支援A型と就労継続支援B型を提供している場合は、それぞれ対象となるか。

A 4 : どちらも国、府、市等の許認可（指定）を受け、それぞれにサービス提供実績がある場合は対象となります。

Q 5 : 同じ事業所で計画相談支援（大人）と障害児相談支援（子ども）を提供している場合は、それぞれ対象となるのか。

A 5 : どちらも国、府、市等の許認可（指定）を受け、それぞれにサービス提供実績がある場合は対象となります。

Q 6 : 対象となる障害福祉サービス等の許認可を受けているが、最終のサービス提供実績が令和3年12月であった。この場合対象になるか。

A 6 : 対象にはなりません。提供実績については令和4年4月1日～令和4年10月31日の間において必要です。

Q 7 : 「木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金」との重複申請はできますか。

A 7 : できません。障害福祉サービス等を提供している事業者は「木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金交付要綱」にて交付対象外と規定されています。詳細は担当課（観光商工課）にお問い合わせください。

5 お問い合わせ先

給付金の申請にあたっては、要綱及びこの手引きを必ず事前にご確認願います。これらをご確認いただいたうえでご不明な点がありましたら以下の問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

木津川市 健康福祉部 社会福祉課

障害者福祉係 担当：森本

TEL：0774-75-1211 FAX：0774-75-2083

E-mail: fukushi@city.kizugawa.lg.jp